

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

(衆議院議員の比例代表選出議員の定数削減)

第1 衆議院議員の比例代表選出議員の定数削減

- 1 衆議院議員の比例代表選出議員の定数を176人から140人に削減すること。
(第4条第1項関係)
- 2 衆議院比例代表選出議員の各選挙区における定数は、次のとおりとすること。

北海道	6人	(現行 8人)
東北	10人	(現行 12人)
北関東	16人	(現行 19人)
南関東	18人	(現行 23人)
東京都	15人	(現行 19人)
北陸信越	8人	(現行 10人)
東海	16人	(現行 21人)
近畿	22人	(現行 28人)
中国	8人	(現行 10人)
四国	5人	(現行 6人)
九州	16人	(現行 20人)

(別表第2関係)

第2 施行期日

この法律は、令和7年1月1日から施行すること。

(附則第1項関係)

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四百六十五人」を「四百二十九人」に、「百七十六人」を「百四十人」に改める。

第一百四十九条第二項中「三十八人」を「二十二人」に改める。

別表第二北海道の項中「八人」を「六人」に改め、同表東北の項中「十一人」を「十人」に改め、同表北
関東の項中「十九人」を「十六人」に改め、同表南関東の項中「二十三人」を「十八人」に改め、同表東京
都の項中「十九人」を「十五人」に改め、同表北陸信越の項中「十人」を「八人」に改め、同表東海の項中
「二十一人」を「十六人」に改め、同表近畿の項中「三十八人」を「二十二人」に改め、同表中国の項中「十
人」を「八人」に改め、同表四国の項中「六人」を「五人」に改め、同表九州の項中「二十人」を「十六人」
に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、令和七年一月一日から施行する。

(適用区分)

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

理 由

国会議員自らによる身を切る改革の一環として、衆議院議員の比例代表選出議員の定数を二割削減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎公職選挙法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
(議員の定数)	(議員の定数)	(議員の定数)
第四条 衆議院議員の定数は、四百二十九人とし、そのうち、二百八十九人を小選挙区選出議員、百四十人を比例代表選出議員とする。	第四条 衆議院議員の定数は、四百六十五人とし、そのうち、二百八十九人を小選挙区選出議員、百七十六人を比例代表選出議員とする。	第四条 衆議院議員の定数は、四百二十九人とし、そのうち、二百八十九人を小選挙区選出議員、百四十人を比例代表選出議員とする。
2・3 (略)	2・3 (略)	2・3 (略)
(新聞広告)	(新聞広告)	(新聞広告)
第一百四十九条 (略)	第一百四十九条 (略)	第一百四十九条 (略)
2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙については、衆議院名簿届出政党等は、総務省令で定めるところにより、当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数（二十二人）を超える場合においては、二十二人とする。以下この章において同じ。に応じて総務省令で定める寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、総務省令で定める回数を限り、選挙に関する広告をすることができる。	2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙については、衆議院名簿届出政党等は、総務省令で定めるところにより、当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数（二十八人）を超える場合においては、二十八人とする。以下この章において同じ。に応じて総務省令で定める寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、総務省令で定める回数を限り、選挙に関する広告をすることができる。	2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙については、衆議院名簿届出政党等は、総務省令で定めるところにより、当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数（二十二人）を超える場合においては、二十二人とする。以下この章において同じ。に応じて総務省令で定める寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、総務省令で定める回数を限り、選挙に関する広告をすることができる。
3・6 (略)	3・6 (略)	3・6 (略)
別表第二（第十三条関係）		

選舉區

北海道

東北

青森県

岩手県

宮城県

秋田県

山形県

福島県

北関東

茨城県

栃木県

群馬県

埼玉県

南関東

千葉県

神奈川県

山梨県

東京都

新潟県

議員數

六人

十人

八人

七人

六人

五人

四人

三人

二人

一人

十八人

十五人

選舉區

北海道

東北

青森県

岩手県

宮城県

秋田県

山形県

福島県

北関東

茨城県

栃木県

群馬県

埼玉県

南関東

千葉県

神奈川県

山梨県

東京都

新潟県

議員數

八人

十三人

十九人

二十一人

二十三人

十九人

二十三人

十九人

十八人

富山県 石川県 福井県 長野県 東海 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 近畿

広島県 岡山県 島根県 鳥取県 中国 奈良県 和歌山県 兵庫県 大阪府 京都府 滋賀県

八人

二十二人

十六人

富山県 石川県 福井県 長野県 東海 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 近畿

広島県 岡山県 島根県 鳥取県 中国 奈良県 和歌山県 兵庫県 大阪府 京都府 滋賀県

十八人

二十八人

二十一人

六人

三十人

山口県	四国
徳島県	
香川県	
愛媛県	
高知県	
九州	
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
大分県	
宮崎県	
鹿児島県	
沖縄県	

五人

十六人

山口県	四国
徳島県	
香川県	
愛媛県	
高知県	
九州	
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
大分県	
宮崎県	
鹿児島県	
沖縄県	